

(名古屋港管理組合暴力団排除条例第3条関係)

反社会的勢力排除に関する誓約書

私又は自社・団体又は利用者は、名古屋港水族館営業時間外利用に伴い、現在、暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずるもの（以下、これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、以下のとおり誓約いたします。

なお、本誓約書にて誓約した事項については、本誓約書提出以前に貴財団へ提出した書類及び本誓約書提出以降に当社・貴財団間で締結する一切の契約（以下「当社・貴財団間の契約」という。）に適用されることを了承します。

記

- 1 私又は自社・団体は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- 2 私又は自社・団体の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、貴財団が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は必ず、貴財団へ報告するとともに警察へ通報いたします。
- 3 暴力団又は暴力団員等を利する利用はいたしません。

年 月 日

公益財団法人 名古屋みなと振興財団 様

住 所

商号又は名称

ふりがな

代表者等職氏名